

合同インターンシップ実施要領

（趣旨）

- 第1 この要領は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、高等専門学校の技術系（土木、建築、機械、電気・電子・情報 等）の学生を対象として、国土交通省中部地方整備局、（一社）日本建設業連合会中部支部、（一社）建設コンサルタンツ協会中部支部（以下「三機関」という。）が合同で行うインターンシップについて、時期、期間、手続き、服務、その他必要な事項を定めるものである。

（インターンシップの目的）

- 第2 本インターンシップは、教育機関の学生を三機関において就業体験させることにより、それぞれの立場から建設業を学び、建設業への多面的理解、学習意欲の向上、高い職業意識を醸成するとともに、建設業界への入職促進を目指すことを目的とする。

（本要領の適用対象）

- 第3 本要領は三機関が合同でインターンシップを行う場合に適用する。

（インターンシップの時期・期間）

- 第4 実習の時期は三機関が協議し決定する。また期間は 5 日間とする。

（インターンシップの対象者）

- 第5 本インターンシップの対象者は、国内の大学及び高等専門学校に在籍している学生とする。

（インターンシップの受入手続き）

- 第6 本インターンシップの受入手続き等については、次のとおりとする。
- （1） インターンシップを希望する学生は、就業体験実習受付カードに必要事項を記入し、提出期限までに電子メールで申し込む。
 - （2） 事務局は実習生を決定し電子メールで通知する。
 - （3） 実習生は、服務規律の遵守に係る誓約書をインターンシップ初日に持参し、事務局に提出する。

（事務局）

- 第7 三機関は、それぞれ合同インターンシップに関する事務局を設け、受入手続きを行うほか、実習生の指導にあたることとする。

（実習生の服務等）

- 第8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、インターンシップ期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、インターンシップ期間中、三機関が遵守すべき法令等を遵守するとともに、事務局及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務及び建設業界の信用を傷つけるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生は、インターンシップにより知り得た秘密を漏らしてはならない。終了後も同様とする。
- (4) 実習生は、事務局からインターンシップに関する報告書やアンケート等の提出を求められた場合は、これに協力し、提出しなければならない。
- (5) 実習生は、成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に三機関の承認を得なければならない。
- (6) インターンシップの欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ事務局にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに事務局にその旨連絡しなければならない。
- (7) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、事務局は、インターンシップを打ち切ることができるものとする。

(インターンシップに関わる費用負担)

第 9 本インターンシップに関わる費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 自宅からインターンシップ会場までの交通費は支給しない。
- (2) インターンシップ期間中の傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）加入に要する費用は三機関が負担する。

(インターンシップ中の事故等に伴う災害補償)

第 10 本インターンシップ中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 実習生のインターンシップ期間中の災害及び通勤に際しての災害については、三機関が加入する保険を持って充てるほか、三機関、実習生、その他関係者が誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (2) 実習生が三機関、もしくは、第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

(その他)

第 11 この要領等に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、三機関、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

附則 この要領は、令和 5 年 5 月 2 4 日より施行する。

令和 6 年 4 月 1 6 日より一部を改正する。